

資料 2－1

令和 8 年度 事業計画（案）新旧対照表

全国健康保険協会 鳥取支部

令和 8 年度 全国健康保険協会鳥取支部事業計画（案）

新（令和 8 年度）	旧（令和 7 年度）
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。 ・安定した財政運営の観点から、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、鳥取県等が主催する会議等において積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10% を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の</p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。 ・安定した財政運営の観点から、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、鳥取県等が主催する会議等において積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10% を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の</p>

<p>か、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p>	<p>将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>
<p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。また、業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を細部まで分析し、不備等の多いポイントを重点的にケア・対策することで、	<p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を推進し、職員の意識改革を促進する。・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

<p>業務処理の効率化を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応できるよう、知識及び接遇技術の向上を目指し受電体制等の強化を図る。	<p>【困難度：高】</p> <p>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応できるよう、知識及び接遇技術の向上を目指し受電体制等の強化を図る。「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から、業務の課題を洗い出し改善を図ることで、
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>(削除)</p> <p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を前年度以下とする。</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。 	<p>更なる加入者等の利便性の向上に努める。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、令和 5 年 1 月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。</p> <p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を前年度以下とする</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき適正に実施する。 ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供
--	---

<ul style="list-style-type: none">現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所に対しては電話、文書による提出勧奨を強化し、確実に回収する。	<p>により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none">海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し重点的に審査を行う。あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
--	--

<p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none">「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、定期的に自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に点検する。社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。また、自県・他県の査定事例のデータベース化を充実し、抽出・比較・分析を容易にすることで、効率的な点検を進める。社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し、今後の支部の内容点検の在り方について検討する。資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。	<p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none">「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。自動点検マスタを定期的に更新し、システムを最大限に活用した点検を実施する。社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。また、自県・他県の査定事例のデータベース化を充実し、抽出・比較・分析を容易にすることで、効率的な点検を進める。社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し、内容点検の高度化について検討する。システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。
---	--

<p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。 ・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。 ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加 	<p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向
---	---

<p>入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・日本年金機構において、事業所の組織変更に伴う大量の資格喪失処理時や遡及の喪失、報酬改定処理を実施する場合、事業所への返納金発生防止の周知依頼とともに、日本年金機構と協会との連絡体制を構築し、債権発生防止と早期回収を図る。 <p>(削除)</p> <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>	<p>上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・日本年金機構において、事業所の組織変更に伴う大量の資格喪失処理時や遡及の喪失、報酬改定処理を実施する場合、事業所への返納金発生防止の周知依頼とともに、日本年金機構と協会との連絡体制を構築し、債権発生防止と早期回収を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上にレセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※ 1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>※ 2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>
---	--

<p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナ保険証による保険診療の周知徹底 医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。・電子申請等の推進 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和 8）年 1 月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。 また、利用状況や利用者からの声を集約するとともに改善要望等を本部に意見発信し、より利用しやすいシステムとなるよう取り組む。 <p>○ DX を活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により、確認対象者を絞り込み、効果的かつ効率的に実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促して</p>	<p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応に関し、2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく円滑な発行等に取り組む。 <p>【重要度：高】</p> <p>2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和 7 年度末までの電子申請導入が</p>
--	--

いくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者 4,000 万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。

(削除)

2. 戰略的保険者機能の一層の発揮

○データ分析に基づく事業実施

- ・ 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えるも、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

2. 戰略的保険者機能の一層の発揮

<p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてP D C Aサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・なお、6か年計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。 <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の人員補充のため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健師及び管理栄養士の更なる資質向上を図るため、支部の保健師が本部主催の研修などに参加し、育成スキルの向上を図る。 ・専門職以外の保健事業に携わる職員についても、本部主催の研修等に参加し、知識の拡充を図る。 	<p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項として、6か年計画の2年目となる『第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）』について、目標達成に向けた取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてP D C Aサイクルを回し、取組の実効性を高める。</p> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部において保健事業を担う専門職たる保健師について、事務分担を見直すなど、より専門性を発揮できる環境を整備する。 ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の人員補充のため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の更なる資質向上を図るため、支部の保健師が本部主催の研修などに参加し育成スキルの向上を図る。 ・保健事業に携わる一般職の職員についても、本部主催の研修等に参加し、知識の拡充を図る。 ・保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、これまでの
---	---

<ul style="list-style-type: none">・ 保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、コラボヘルス等の保健事業拡大に向けた取組を進める。・ 地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点を踏まえ、他支部のノウハウ等を共有し、小学生等への健康教育や啓発活動の実施を検討する。 <p>iii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が鳥取県保険者協議会での活動を通じ、協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。・ 保健所等と連携した事業所訪問を行い、地域・職域の健康課題の解決に向けた取り組みの働きかけと健康意識の醸成を図る。 <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を参考とすることで実施率の向上に努める。	<p>特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・処遇のあり方も含めて、実施に向けて必要な取組を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点も踏まえ、小学生等の若年層を対象とした健康教育や啓発活動の実施を検討する。 <p>iii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が鳥取県保険者協議会での活動を通じ、協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。・ 湯梨浜町と鳥取県国民健康保険団体連合会と協働し、令和5年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）の継続的で効果的な手法等の確立を目指す。 <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。・ 実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を参考とすることで実施率の向上に努める。
---	---

<ul style="list-style-type: none">・被保険者の生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。・保健所等と連携した事業所訪問により事業主へ生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。・被扶養者あての送付物に被保険者への生活習慣病予防健診の呼びかけに繋がるチラシを同封する。・被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市町村と連携して効果的な広報を実施し、がん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、協会けんぽ主催の集団健診を実施し、併せてオプション健診（「骨粗鬆症検診」「眼底検査」等）を実施することで、予防の重要性に関する啓発を広く進める。・事業者健診データ取得について、データ提出のない事業所へ提出勧奨を行い、データ取得数の拡大を図るとともに、健診機関から提供される事業所の事業者健診データについては、進捗管理を徹底し、後続の特定保健指導及び重症化予防事業へ効果的につなげる。また、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も	<ul style="list-style-type: none">▶被保険者の生活習慣病予防健診<ul style="list-style-type: none">・自己負担額の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用して健診受診勧奨及び健康経営の推進に取り組む。・胃がん検診や大腸がん検診の実施割合等、健診機関別の実施状況を確認し、疑義が生じた場合は訪問等による聴取や指導を行うなど、健診の質の向上及び改善に努める。▶被扶養者の特定健診<ul style="list-style-type: none">・協会けんぽ主催の集団健診を実施し、併せてオプション健診（「骨粗鬆症検診」「眼底検査」）を実施することで、予防の重要性に関する啓発を広く進める。・市町村と連携して「健診ガイド」を作成し、効果的な広報を実施する。・市町村と連携して「特定健診・がん検診ダブル受診」を効果的に勧奨し、実施する。▶被保険者及び被扶養者の事業者健診データ取得<ul style="list-style-type: none">・健診機関からのデータ提出遅延について進捗管理を徹底し、後続の特定保健指導及び重症化予防事業へ効果的につなげるために、データ提出の早期化を促進する。・令和7年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データを取得するための体制を構築する。・事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も
--	--

<p>含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</p> <p>・ 健診体系の見直しとして令和 9 年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう広報、その他の準備を進める。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度（令和 11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：84,659 人）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 生活習慣病予防健診 実施率 66.1%（実施見込者数：	<p>含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</p> <p>▶ 健診体系の見直し</p> <p>・ 令和 8 年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるように、広報、その他の準備を進める。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする。</p> <p>■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：83,627 人）</p>
---	---

<p>55,960 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者健診データ 取得率 9.3% (取得見込者数 : 7,874 人) <p>■ 被扶養者 (実施対象者数 : 16,541 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 28.9% (実施見込者数 : 4,781 人) <p>■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 66.1%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 9.3%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 28.9%以上とする</p> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導利用案内の実施率向上や平準化を目的として令和4年度に策定した標準モデルに沿って、案内通知発送のアウトソースを積極的に活用し、経年的に利用のない事業所についても原則すべての事業所へ案内するなど、利用案内実施率の向上を図る。 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・ 人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集の活用や健診機関との連絡会等を行い、特定保健指導の実施率向上や健診機関の拡大を図る。 ・ 健診機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 65.0% (実施見込者数 : 54,358 人) ・ 事業者健診データ 取得率 9.3% (取得見込者数 : 7,778 人) <p>■ 被扶養者 (実施対象者数 : 17,204 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 28.2% (実施見込者数 : 4,852 人) <p>■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 65.0%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 9.3%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 28.2%以上とする</p> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導利用案内の実施率向上や平準化を目的として令和4年度に策定した「標準モデル」に沿って、案内通知発送のアウトソースを積極的に活用し、経年的に利用のない事業所についても原則すべての事業所へ案内するなど、利用案内実施率の向上を図る。 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・ 健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大を図る。 ・ 外部委託の更なる推進を図り、また情報通信技術の活用により
---	--

<ul style="list-style-type: none">・特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。・ICTを活用した遠隔面談等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。・被扶養者の特定保健指導について、公民館等の会場やICTを活用した面談を実施し、利便性の更なる向上を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度（令和11年度）の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>	<p>対象者の利便性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・被扶養者の特定保健指導を公民館などの会場で実施する「健康相談会」について、会場の選定範囲拡大や遠隔実施等、利便性の更なる向上を図る。 <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・第4期の特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」（実績評価にアウトカム指標が導入）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：12,257人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 31.9%（実施見込者数：3,910人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：424人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 17.5%（実施見込者数：75人） ■ KPI：1)被保険者の特定保健指導実施率を31.9%以上とする 2)被扶養者の特定保健指導実施率を17.5%以上とする <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。特に健診受診直後の受診勧奨を強化するため、受診勧奨実施健診機関の拡大や支部における受診勧奨を実施し、早期の医療機関への受診を促す。また、関係団体との連携を通じて事業主の意識醸成を図るとともに、事業所担当者から未治療者への受診勧奨の実施を依頼する。 ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。 ・ 肝機能リスク対策事業として鳥取県や学術機関などと連携し、肝機能リスクが高い者へ医療機関への受診勧奨及び肝炎ウイルス検査の受検勧奨を実施する。また、肝炎ウイルス検査陽性者へ鳥取県のフォローアップ制度を案内する。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り、医療機関未受診者へは事業所訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定保健指導実施評価者数を対前年度以上とする。 ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：12,055人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 29.4%（実施見込者数：3,545人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：432人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 16.4%（実施見込者数：71人） ■ KPI：1)被保険者の特定保健指導実施率を29.4%以上とする 2)被扶養者の特定保健指導実施率を16.4%以上とする <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 健診機関による、専門医への受診勧奨を実施する。 ◆ 「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨を実施する。 ◆ 関係団体や労働局等との連携を通じて事業主の意識醸成を図るとともに、事業所担当者から未治療者への受診勧奨の実施を依頼する。 ◆ 特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。（令和7年10月勧奨分、令和7年4月健診受診分から） ・ 肝臓がん・肝炎を対象とした肝機能リスク対策事業
---	--

<p>等による健康相談、糖尿病治療中断者へは電話または文書による治療再開勧奨、医療機関通院患者へはかかりつけ医と連携し支部保健師が保健指導を実施する。</p> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする (※) 胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p>	<p>鳥取県や学術機関などと連携して実施する。</p> <p>◆肝機能リスクが高い者へ医療機関への受診勧奨及び肝炎ウイルス検査の受検勧奨を実施する。</p> <p>◆肝炎ウイルス検査陽性者へ鳥取県のフォローアップ制度を案内する。</p> <p>・糖尿病性腎症重症化予防事業 鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り実施する。</p> <p>◆医療機関未受診者、勧奨をしても受診しない者へ事業所訪問等による健康相談を実施する。</p> <p>◆糖尿病治療中断者、電話または文書により治療再開勧奨を実施する。</p> <p>◆医療機関通院患者、かかりつけ医と連携し支部保健師が保健指導を実施する。</p> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする (※) 令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p>
---	--

<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県との「健康経営推進事業」の実施 健康経営宣言をされた事業所には、「健康経営スタートガイド」、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度（支部長、知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、健康経営宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。また、健康経営宣言書の未提出事業所に対しては、外部委託による提出勧奨を行い健康経営宣言事業所数の拡大を図る。 ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題(喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠や女性の健康など)に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。 ・メンタルヘルス対策について、鳥取産業保健総合支援センターと広報協力、研修会の共同開催等、連携した取組を積極的に推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構</p>	<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県との「健康経営推進事業」の実施 「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」、「健康経営比較分析」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度（支部長、知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、健康経営宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。また、健康経営宣言事業所における取組について、健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等を取り入れることで、さらに効果を上げていただくための「ステップアップ方式」を推進することにより標準化を促進する。 ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題(喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など)に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。 ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構</p>
---	--

<p>造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 2,500 事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数</p> <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解していただけるようホームページや各種広報媒体での広報を確実に実施することにより、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。 お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、鳥取県薬剤師会と連携して展開する。また、必要に応じて鳥取県など関係機関への働きかけを行う。 ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るた 	<p>的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 2,500 事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解していただけるような広報を実施することにより、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、鳥取県薬剤師会と連携して展開する。また、必要に応じて鳥取県など関係機関への働きかけを行う。 ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオシミラー（バイオ後続品）について、国の方針（※1）を踏まえ、使用促進に向けて必要な情報提供や加入者への周知・啓発
---	---

<p>め、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体へ働きかけを行う。</p> <p>(※1) 「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。 <p>医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行ふとともに、加入者への周知・啓発を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものである</p>	<p>を図る。</p> <p>(※1) 「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであるから、重要度が高い。</p>
--	--

<p>ことから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点 で対前年度末以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関</p>	<p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点 で対前年度末以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関</p>
---	--

<p>(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 意見発信のための体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。 ii) 医療費データ等の分析 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析 (2) 鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析 iii) 外部への意見発信や情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 	<p>や関係者へ働きかけを実施する</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 意見発信のための体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。 ii) 医療費データ等の分析 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析 (2) 鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析 iii) 外部への意見発信や情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・令和6年度に実施した食生活アンケートの結果を取りまとめ、鳥取県をはじめ関係機関および加入者・事業主に発信するとともに、各機関との事業連携等今後の事業に活用する。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提
---	---

<p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none">令和 3 年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none">協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容を工夫のうえ積極的に広報を行う。健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報	<p>供を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none">令和 3 年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none">協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便りとっとり」等の配付、年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。最重点広報テーマの「健診体系の見直し」（現役世代への健診事
--	--

<p>の重点対象として、専用広報「けんぽ便りとっとり」等の配付、年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。</p> <ul style="list-style-type: none">・最重要広報テーマの「令和9年度保険料率改定（インセンティブ制度の周知を含む）」「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていいけるよう、広報内容や方法を工夫の上、積極的に広報を行う。・ホームページの全面リニューアルに伴い、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、利用者目線で改善を図る。また、コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上に取り組む。 <p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 72.4%以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月2回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>	<p>業の拡充)について、加入者・事業主の一層の理解を得ていいけるよう、広報内容や方法を工夫の上、積極的に広報を行う。</p> <p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 72.3%以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>
---	--

<p>(削除)</p> <p>3. 組織・運営体制関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深める。 ○ 戦略的保険者機能の更なる発揮のためのOJTを中心とした人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・OJTを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○ リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取り扱いやリスクマネジメント等の 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支部における地域の特性を踏まえた保健事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支部特有の課題に着目した保健事業を推進する。特に鳥取支部の課題である「入院医療費が全国平均を上回る」「血圧リスクが高い」「運動習慣要改善者の割合が全市町村で高い」「被扶養者への特定保健指導の実施率について令和4年度以降は最下位を脱出したが、令和4年度43位、令和5年度41位と全国平均を下回る状況が続いている」の4つの項目に着目した取組みを実施する。 3. 保険者機能強化を支える組織・運営体制等の整備 ○ 人事評価制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深める。 ○ 戦略的保険者機能の更なる発揮のためのOJTを中心とした人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・OJTを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○ リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取り扱いやリスクマネジメント等の
--	--

<p>研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・年 2 回のリスク管理委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催して個人情報保護について検討、審議を行い個人情報保護に係る取組みを推進する。・日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施により個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに職員の意識向上を図る。 <p>○ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。・年 2 回のリスク管理委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。 <p>○ 適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none">・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。・労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。 <p>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p>	<p>研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・年 2 回の個人情報保護管理委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催して個人情報保護について検討、審議を行い個人情報保護に係る取組みを推進する。・日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施により個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに職員の意識向上を図る。 <p>○ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。・年 2 回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。 <p>○ 適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none">・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。・労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。 <p>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none">・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。・消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。・調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<ul style="list-style-type: none">・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。・消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。・調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>
---	---